



県 章

滋賀県公報

令和8年(2026年)

1月 6日

第 6 7 9 号

火 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目 次

○ 告 示

救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院(医療政策課)	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課)	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出(障害福祉課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出(障害福祉課)	2
児童福祉法第18条の32第1項の規定による指定地域試験機関の指定(子育て支援課)	3
地方自治法に基づく指定管理者の指定(イノベーション推進課)	3
都市計画法に基づく公聴会の開催(都市計画課)	3

○ 公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)	5
公共測量実施公告(用地事業支援課)	7
一般競争入札の公告(下水道課)	7

○ 健康福祉事務所告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(湖北)	11
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(湖北)	11

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任公告(湖東)	12
-----------------	----

告 示

滋賀県告示第1号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和8年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
医療法人社団昂会湖東記念病院	医療法人社団昂会	東近江市平松町2番地1	令和8.1.7
東近江敬愛病院	医療法人敬愛会	東近江市八日市東本町8番16号	令和8.1.31
独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター	独立行政法人国立病院機構	東近江市五智町255番地	令和8.1.31

滋賀県告示第2号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和8年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
児童発達支援・放課後等デイサービスヒトツナ志津教室	草津市追分一丁目5番13号メロメビル2F	株式会社C o l o r f u l G r o w	草津市馬場町990番地	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和8.1.1	2550600635

滋賀県告示第3号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
発達支援ルームP o・Te・Toひとくみ	東近江市八日市金屋二丁目4-1	株式会社ジッセント・シップ	東近江市八日市金屋二丁目2-5	児童発達支援	2550500132	令和7.12.31

滋賀県告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したものうち、次のものから廃止の届出があった。

令和8年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	廃止年月日
彦根中央リハビリテーションクリニック	彦根市西今町369-1	病院・診療所	令和5.4.30
みんなの薬局	甲賀市水口町新城689	薬局	令和7.5.31
あおあお在宅クリニック	栗東市中沢二丁目11番10号メゾン中沢1階	病院	令和7.5.31
日本調剤近江八幡薬局	近江八幡市土田町1396番地1	薬局	令和7.7.31
ミント薬局桜野町店	大津市桜野町二丁目4-7パデシオン西大津1階	薬局	令和7.8.31
すまいる調剤薬局	守山市播磨田町1307-9	薬局	令和7.8.31
ミント薬局栗東店	栗東市繩三丁目5-2	薬局	令和7.8.31
みつば薬局	野洲市小篠原958-34	薬局	令和7.8.31
つくし薬局	大津市和迩中364番地1	薬局	令和7.9.15
訪問看護ステーションあやめ長浜	長浜市平方南町94メゾンルミエール201号室	訪問看護	令和7.9.30
近江今津駅前メンタルクリニック	高島市今津町名小路一丁目6番8号今津第1ビル1F	病院	令和7.11.30

滋賀県告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したものうち、次のものから廃止の届出があった。

令和8年1月6日

滋賀県知事 三日月大造

更生医療機関および育成医療機関

名称	所在地	医療の種類	廃止年月日
みんなの薬局	甲賀市水口町新城689	薬局	令和7.5.31
日本調剤近江八幡薬局	近江八幡市土田町1396番地1	薬局	令和7.7.31
すまいる調剤薬局	守山市播磨田町1307-9	薬局	令和7.8.31
ミント薬局栗東店	栗東市縦三丁目5-2	薬局	令和7.8.31
みつば薬局	野洲市小篠原958-34	薬局	令和7.8.31
訪問看護ステーションあやめ長浜	長浜市平方南町94メゾンルミエール201号室	訪問看護	令和7.9.30

滋賀県告示第6号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の32第1項の規定により指定地域試験機関を指定したので、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第20条の6において読み替えて準用する同令第15条第1号の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年1月6日

滋賀県知事 三日月大造

- 1 指定地域試験機関の名称および主たる事務所の所在地 一般社団法人全国保育士養成協議会 東京都豊島区高田三丁目19番10号
- 2 地域試験事務を行う事務所の名称および所在地 一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター 東京都豊島区高田三丁目19番10号
- 3 地域試験事務の開始年月日 令和8年1月1日

滋賀県告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和8年1月6日

滋賀県知事 三日月大造

- 1 施設の名称 滋賀県立草津SOHOビジネスオフィス
- 2 指定管理者 草津市草津三丁目13番47号 S e i f 代表者 株式会社アダムスセキュリティ 代表取締役 澤井敬輔
- 3 指定の日 令和7年12月19日
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

滋賀県告示第8号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条および滋賀県都市計画公聴会規則(昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和8年1月6日

滋賀県知事 三日月大造

- 1 日時 令和8年1月26日(月)午後1時から
- 2 場所 東近江市役所新館319会議室 東近江市八日市緑町10番5号
- 3 都市計画の案の概要
 - (1) 都市計画区域の範囲 近江八幡市、東近江市の一部、日野町および竜王町
 - (2) 近江八幡八日市都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更
 - ア 都市計画の目標
 - イ 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針
 - ウ 主要な都市計画の方針
 - (3) 近江八幡八日市都市計画 区域区分の変更

市町名	市街化区域の面積	
	変更前	変更後

近江八幡市	約1,068ヘクタール	約1,129ヘクタール
東近江市	約1,441ヘクタール	約1,534ヘクタール
日野町	約695ヘクタール	約729ヘクタール
竜王町	約355ヘクタール	約451ヘクタール

4 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。

- (1) 書面を提出することができる者 3(1)に示す市町の区域内に住所を有する者
- (2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
- (3) 書面の提出期間 令和8年1月6日(火)から令和8年1月19日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、令和8年1月19日(月)までに(5)に掲げる提出先のいずれかに到着したものと有効とする。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。

- (4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。

- (5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

近江八幡市都市整備部都市計画課 〒521-1392 近江八幡市安土町小中1番地8

東近江市都市整備部都市計画課 〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

日野町建設計画課 〒529-1698 蒲生郡日野町河原一丁目1番地

竜王町建設計画課 〒520-2592 蒲生郡竜王町小口3番地

なお、案の全文については、令和8年1月6日(火)から令和8年1月19日(月)までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/19786.html>)でも閲覧することができる。

5 その他 会場の席には限りがあるので、先着順とする。満席の時は入場を断ることがある。

滋賀県告示第9号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条および滋賀県都市計画公聴会規則(昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和8年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

1 日時 令和8年1月26日(月)午後2時から

2 場所 東近江市役所新館319会議室 東近江市八日市緑町10番5号

3 都市計画の案の概要

- (1) 都市計画区域の範囲 東近江市の一部および愛荘町の一部
- (2) 湖東都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更
 - ア 都市計画の目標
 - イ 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針
 - ウ 主要な都市計画の方針

4 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。

- (1) 書面を提出することができる者 3(1)に示す市の区域内に住所を有する者
- (2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
- (3) 書面の提出期間 令和8年1月6日(火)から令和8年1月19日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、令和8年1月19日(月)までに(5)に掲げる提出先のいずれかに到着したものと有効とする。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。

- (4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。

- (5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

東近江市都市整備部都市計画課 〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

愛荘町建設・下水道課 〒529-1380 愛知郡愛荘町愛知川72番地

なお、案の全文については、令和8年1月6日(火)から令和8年1月19日(月)までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/19786.html>)でも閲覧することができる。

- 5 その他 会場の席には限りがあるので、先着順とする。満席の時は入場を断ることがある。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂石山店 大津市松原町13番15号
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
(1) 変更前 株式会社A T U M 代表取締役 青木秀樹 野洲市三上289番地6 ほか7者
(2) 変更後 株式会社不二家 代表取締役 河村宣行 東京都文京区大塚二丁目15番6号 ほか6者
- 3 変更年月日 令和5年2月1日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店および住所の変更のため
- 5 届出年月日 令和7年12月10日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
(1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
(2) 縦覧期間 令和8年1月6日から令和8年5月7日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
(1) 提出期限 令和8年5月7日
(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート栗東店 栗東市安養寺八丁目1番12号
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
(1) 変更前 株式会社オカノベーカリー 代表取締役 岡野吉純 兵庫県姫路市御国野町国分寺391 ほか5者
(2) 変更後 株式会社平和堂 代表取締役 平松正嗣 彦根市西今町1番地 ほか4者
- 3 変更年月日 令和5年5月20日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の退店のため
- 5 届出年月日 令和7年12月10日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
(1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号
(2) 縦覧期間 令和8年1月6日から令和8年5月7日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年5月7日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドタウン瀬田川 大津市瀬田一丁目31番1号

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前 フジパンストアー株式会社 代表取締役 川端賢二 愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地 ほか7者

(2) 変更後 フジパンストアー株式会社 代表取締役 杉本誠 愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地 ほか7者

3 変更年月日 令和7年7月16日

4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

5 届出年月日 令和7年12月10日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和8年1月6日から令和8年5月7日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年5月7日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第1号および第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドタウン守山 守山市梅田町6番2号ほか

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂守山店 守山市梅田町113番2号ほか

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社平和堂 代表取締役 平松正嗣 彦根市西今町1番地

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドタウン守山 守山市梅田町6番2号ほか

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社セリア 代表取締役 河合映治 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地 ほか3者

3 変更年月日 令和7年11月28日

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗の名称および住所が決定したため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の入店のため

5 届出年月日 令和7年12月10日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号

(2) 縦覧期間 令和8年1月6日から令和8年5月7日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年5月7日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和8年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 長浜市余呉町下丹生
- 3 作業の期間 令和6年9月17日から令和8年1月30日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和8年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(現地測量)
- 2 作業の地域 高島市朽木小川
- 3 作業の期間 令和7年10月21日から令和8年1月31日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和8年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(数値地形図データ作成)
- 2 作業の地域 栗東市安養寺二丁目、安養寺三丁目、下戸山、小野、六地蔵、草津市山寺町
- 3 作業の期間 令和7年12月15日から令和8年5月15日まで

一般競争入札の公告

令和8年度におけるポリ塩化アルミニウム単価基本契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

(1) 購入物品名および年間購入予定数量 ポリ塩化アルミニウム 5,761,000kg

なお、処理水量、水質等の変動により購入数量は変動するため、上記購入予定数量は、発注を担保するものではない。

(2) 購入物品の仕様等 入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 納入期限 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)までのうち指定する期日

(4) 納入場所 湖南中部浄化センター 草津市矢橋町字帰帆2108番地

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等（令和7年滋賀県告示第20号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次に示す営業種目が登録されている者であること。

営業種目 大分類：物品 中分類：薬品類 小分類：化学製品

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課（〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314）において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

- (5) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
オ 銀行取引停止処分がなされている者

- (6) 次のアおよびイに掲げる者であること。

ア 滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含め毎日納品できる者
イ 緊急時においても納品できるよう、車両を確保し、複数の調達先の確保、自らによる一定数量の保有等の安定的に納品することができる方策を講じている者

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類

ア 入札参加資格確認申請書
イ 2 (6)イの安定的に納品することができる方策を講じていていることを証明するための書類

(2) 提出期間 令和8年1月6日(火)から令和8年1月22日(木)まで（休日を除く。）の9時から16時まで（正午から13時までを除く。）

(3) 提出場所および提出方法 滋賀県南部流域下水道事務所 〒525-0066 草津市矢橋町字帰帆2108番地 持参または郵送（書留郵便に限る。）による。

(4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和8年1月28日(水)までに入札参加資格確認結果通知書を送付する。

(5) その他 必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を令和8年2月2日(月)までに郵送または持参で3 (3)に示す場所へ提出し、説明を求めることができる（FAXおよび電子メールによるものは、受け付けない。）。

なお、説明を求められた場合は、令和8年2月9日(月)までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県南部流域下水道事務所 〒525-0066 草津市矢橋町字帰帆2108番地 電話 077-564-1900

(2) 契約条項を示す期間 令和8年1月6日(火)から令和8年2月10日(火)まで（休日を除く。）の9時から16時まで（正午から13時までを除く。）

(3) 入札説明書の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧（物品・委託・役務）」（<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyouzya/nyusataubaikyaku/itaku/>）からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の受領期限

ア 受領期限 令和8年2月10日(火)16時までに(1)に示す場所に到着したものに限り受け付ける。

イ 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る。）による。

(6) 開札の日時および場所 令和8年2月12日(木)10時 湖南中部浄化センター 管理棟3階会議室 草津市矢橋町字帰帆2108番地

なお、入札参加者またはその代理人が開札への立会いを希望する場合は、開札に立ち会うことができる(その場合、開札時間までに開札場所を訪ねること。)。

6 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

8 契約書の作成の要否 要

9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法 滋賀県において入札参加資格があると認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

11 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

13 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased : Poly aluminum chloride, 5,761,000 kg
- (2) Application submission deadline : 16:00, January 22, 2026
- (3) Bid submission deadline : 16:00, February 10, 2026
- (4) For further information, contact : Shiga Prefectural Government Southern Regional Sewerage Office, 2108 Aza Kihan, Yabase-cho, Kusatsu City, Shiga 525-0066 Japan TEL 077-564-1900

一般競争入札の公告

令和8年度における下水道用薬品単価基本契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および年間購入予定数量

ア 次亜塩素酸ナトリウム 296,000kg
イ メタノール(50wt%水溶液) 581,000kg

なお、処理水量、水質等の変動により購入数量は変動するため、上記購入予定数量は、発注を担保するもので

- はない。
- (2) 購入物品の仕様等 入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)までのうち指定する期日
- (4) 納入場所 湖南中部浄化センター 草津市矢橋町字帰帆2108番地
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等（令和7年滋賀県告示第20号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次に示す営業種目が登録されている者であること。
- 営業種目 大分類：物品 中分類：薬品類 小分類：化学製品
- なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課（〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314）において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。
- (5) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。
- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- オ 銀行取引停止処分がなされている者
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 提出不要
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県南部流域下水道事務所 〒525-0066 草津市矢橋町字帰帆2108番地 電話 077-564-1900
- (2) 契約条項を示す期間 令和8年1月6日(火)から令和8年2月10日(火)まで（滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の9時から16時まで（正午から13時までを除く。）
- (3) 入札説明書の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧（物品・委託・役務）」（<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigousya/nyusatsubaikyaku/itaku/>）からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期限
- ア 受領期限 令和8年2月10日(火)16時までに(1)に示す場所に到着したものに限り受け付ける。
- イ 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る。）による。
- (6) 開札の日時および場所 令和8年2月12日(木)11時 湖南中部浄化センター 管理棟3階会議室 草津市矢橋町字帰帆2108番地
- なお、入札参加者またはその代理人が開札への立会いを希望する場合は、開札に立ち会うことができる（その場合、開札時間までに開札場所を訪ねること。）。
- 5 入札方法等
- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成7年滋賀県規則第92号）の規定によるものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 滋賀県において入札参加資格があると認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

なお、落札者は、1 (1)に示す購入物品ごとに決定する。

10 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased :

a . Sodium hypochlorite, 296,000 kg

b . methanol(50 wt% aq.), 581,000 kg

(2) Bid submission deadline : 16 : 00, February 10, 2026

(3) For further information, contact : Shiga Prefectural Government Southern Regional Sewerage Office, 2108 Aza Kihan, Yabase-cho, Kusatsu City, Shiga 525-0066 Japan TEL 077-564-1900

健康福祉事務所告示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年1月6日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
王様の城	長浜市宮前町 16番11号	一般社団法人 s m a l l t o w n	長浜市宮前町 16番11号	行動援護	令和8.1.1	2510300938

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年1月6日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ビオラ	長浜市南高田	一般社団法人	長浜市八幡東町	重度訪問介護	2510300797	令和7.12.31

町6-10	なないろ	78-2	同行援護		
-------	------	------	------	--	--

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、多賀土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和8年1月6日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 吉永富彦

理事および監事の別	氏名	住所	所
理事	近藤勇	犬上郡多賀町大字久徳414番地	